

福岡県公報

平成十九年一月三十一日
第二千六百三十六号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年一月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 小倉北区の項中

高坊津田内科病院 " " 高坊二丁目八一三二

を

霧ヶ丘 つだ病院 " " 霧ヶ丘三一九一〇

に

改める。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)